平成２１年（フ）第６３１３号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―418号
債務者　鍋島　昌子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４２２号
大阪市港区弁天２丁目１番36号　スカイハイツ701号
債務者　田川　健治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４４２号
大阪市港区港晴４丁目９番２号円藤ビル201号
債務者　森嵜眞由美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４５０号
大阪市生野区新今里６丁目４番３―508号
債務者　谷山　　清
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番４号　マンションエスカルゴ302
債務者　神田　藤一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９９号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目１番27―306号
債務者　中村　廣子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１４号
大阪市平野区背戸口３丁目３番４号　ＭＹマンションⅠ―202号
債務者　大野　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６３号
大阪市住之江区平林南２丁目９番１―1104号
債務者　神崎　了一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６４号
大阪市住之江区平林南２丁目９番１―1104号
債務者　神崎友紀子（旧姓坊野）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６６号
大阪市浪速区大国１丁目６番８―503号、住民票上の住所大阪市西淀川区野里１丁目７番40―101号
債務者　森田　未生
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６７号
大阪府豊中市浜１丁目23番６号
債務者　辻本　　晃
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６８号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―508号
債務者　七條　一一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７５号
大阪府守口市南寺方東通５丁目26番16―409号
債務者　島津　正人
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８９号
大阪府高槻市川添２丁目28番１―303号
債務者　川﨑　　晶
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９２号
大阪府大東市寺川１丁目16番1104号
債務者　恩地　和子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９５号
大阪市生野区勝山南４丁目12番３号
債務者　三谷　房子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９６号
大阪府門真市脇田町２番７―103号
債務者　勝田　千代
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８７号
宮城県岩沼市下野郷字上中筋12番地の１
債務者　泉田　典子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係